

# 大さん橋ホール利用者向けガイドライン

## ～コロナウイルス感染予防対策～

以下の項目は当面の間適用するものとし、状況を鑑み各行政機関と調整のうえ段階的に強化・緩和を検討いたします。

### 【定員・利用時間】

入館人数は定員の50%です。利用時間は9時00分～22時00分（時間外利用はできません）  
ホール内のレイアウトによって入館人数は減る場合があります。

形態	50%
シアター形式(イス設置のパーティー等)	スタッフを含む最大 564 人
シアター形式以外	スタッフを含む最大 256 人(30分毎に計測)
控え室	5 人
喫煙所	4 人

### 【感染防止対策】

#### 1、ホール内出入り

##### ①利用者（主催者 運営スタッフ、設営スタッフ）

- ・入館前に手指消毒と検温を行い、厚生労働省の指針に基づき発熱、風邪の諸症状がある人の入館は見合わせてください。
- ・マスクを常時着用してください。

##### ②来場者

- ・入館前に検温を行い、厚生労働省の指針に基づき発熱、風邪の諸症状がある人の入館はお断りしてください。
- ・マスクを常時着用してもらってください。
- ・来場者用の手指消毒液をホール内に設置してください。
- ・参加者が出入りする催事では入退場の人数をカウントし、30分毎に滞留人数の確認を実施してください。

##### ③利用者（主催者 運営スタッフ、設営スタッフ）・来場者共通

- ・ホールに入場する全ての人の氏名と電話番号を記した名簿を作成し保管してください。保健所等から提出の要請があった場合は応じる旨の承諾を得て作成し、要請には速やかに応じてください。（神奈川県「感染防止対策 LINE コロナお知らせシステムを登録した人は除外しても可）

→詳しくは <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/mv4/corona/osirase.html>

神奈川県新型コロナウイルス感染症専門ダイヤル

電話：045-285-0536（平日9時から17時）

050-1744-5875（音声案内に繋がるので4番の「その他」を選択）

- ・ホールスタッフはターミナル職員に義務付けられている感染防止対策を徹底しています。利用者からの求めがあれば、体温記録等の提出の用意があります。

## 2、会場内

### ①換気

- ・換気のため必要に応じホール正面入口ドア、11・12 スロープシャッターを開放します(施設対応)。

### ②清掃・消毒

- ・ホール正面入口と9・10 スロープ下トイレの各ドア附近の消毒を1日1回実施します。催事中は作業ができませんので、複数の人が触る場所は必要に応じて随時消毒を実施してください。

### ③導線

- ・入場者同士の導線が交錯しないように、入退場口やホール内の一方通行など配慮をお願いします。
- ・ソーシャルディスタンス確保のためのサイン設置と誘導員の配置を行ってください。

## 3、規制

### ① 入場カウント

- ・ホール内の滞留人数をカウントして、規定の人数を超える場合は入場規制を実施してください。

### ② 待機列

- ・入場待機列を作る場合は誘導員を十分に配置し、熱中症対策を行った上でホールスタッフの指示する方法で屋上に並ばせてください。待機列を客船ターミナルのロビー内に作ることはできません。野外劇場に待機列を作るときは有料(占有料・警備費)です。多数の入場者が予想される催事は熱中症対策の観点からC I Qプラザを待機場所にご検討ください。有料(占有料)で100㎡単位の分割利用が可能です。但し、客船入港時などで使用できない場合があります。

## 4、飲食物の提供・販売 (ケータリングによるパーティーは別紙のガイドラインを適用します。)

### ① 食物提供販売

- ・ホールでの飲食物提供販売は来館前に個別包装(弁当、缶・瓶入り飲料等)されたものに限りです。
- ・飲食コーナーの設置はソーシャルディスタンスを確保し、所定場で飲食をさせていただきます。

### ② 調理行為、キッチンカー設置禁止

- ・パントリーを含むホール内での調理行為(盛付他)、野外劇場等のキッチンカーは設置できません。

## 5、救護体制

### ① 看護師

- ・看護師の常駐を検討してください。

### ② 発熱症状

- ・ホール入場後に発熱があり下記の症状がある場合は

横浜市新型コロナウイルス感染症コールセンター 045-550-5530 へ連絡して指示を仰いでください。受付時間は午前9時から午後9時まで(土日、祝日を含む)。患者の搬送等は同行者か主催者が行ってください。

●息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合。

●重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合。

(※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方。

## 6、ゴミ処理

- ・適切な数のゴミ箱を用意して設置してください。
- ・分別された使い捨て容器等、完全にゴミ袋に密閉し管理してください。
- ・ゴミは全て主催者が持ち帰ってください。

## 7、付帯設備

- ・使用したイス・机・音響設備等のホール備品は、使用後に消毒を行い収納してください。

### 【問い合わせ対応】

- ・開催中の主催者連絡先電話番号を明示してください。市民などから寄せられた問い合わせ等にはその電話番号をお伝えしますので主催者が対応してください。

### 【利用自粛要請】

- ・行政機関から新たな利用自粛の要請があった場合は催事期間中であっても速やかに利用を中止し、オプション料金が発生している場合はその支払いを期日までに行ってください。
- ・主催者・設営業者・出店者等から陽性者が判明した場合は、保健所の指示により消毒作業を実費負担で実施して頂く場合があります。

### 【お問い合わせ先】

- ・大さん橋ホール事務所  
045-211-2307  
平日午前9時から午後5時

## ケータリングによるパーティー実施のガイドライン

別途作成済みの「大さん橋ホール利用再開に伴う、主催者向けガイドライン」に加えて、以下の項目を追加しますのでご確認ください。

### **【注意事項】**

- ① ケータリング業者はホールと契約をしている指定の業者に限ります。
- ② ケータリング業者は実施日の3週間以上前に来館してホールスタッフと打ち合わせを行い、スタッフが指示する範囲内でパーティーを実施すること。
- ③ 立食、ビュッフェ形式の飲食はできません。個人の着席位置とサーブする担当者が特定されることが必要です。
- ④ ケータリング業者は催事後にホールと契約済みの金額を納入する必要があります。
- ⑤ 利用後はホール指定の清掃業者による新型コロナウイルス感染症拡大防止のための「特別清掃」「パントリー清掃」「消毒作業」の発注が必須です。指定ケータリング業者に対するパントリー清掃の免除規定は適用できませんのでご注意ください。

## 大さん橋ホール利用に伴う確認書

この書類は大さん橋ホールを利用するにあたり神奈川県策定の「感染症拡大予防対策」と「大さん橋ホール利用再開に伴う、主催者向けガイドライン」を理解したうえで、利用者独自の対策と取り組みをご回答いただくものです。ご記入の項目と利用のガイドラインが遵守されていない場合は、ホールのご利用をお断りすることがございます。

### 神奈川県の感染症拡大予防対策

**感染発生の場合に参加者へ確実な連絡と行政機関による調査の協力方法として、神奈川県では「感染防止対策取組書・LINE コロナお知らせシステム」の登録を推進しています。**

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/index.html>

- 発熱・せき等、かぜの諸症状が見られる方の参加見合わせ
- 参加者への手洗い、うがい、マスクの着用の徹底（主催者を含む。）
- 入場時のアルコール消毒液の設置
- 濃厚接触解消の工夫
- 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策
- 密閉、密集、密接場面など、クラスター感染発生リスクが高い状況の回避
- 感染発生の場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

#### 【確認事項】

**Q1** 上記についてどちらかに○印をご記入ください

- ① 感染防止対策取組書・LINE コロナお知らせシステムを  登録している  登録していない
- ② 登録していない場合は独自の取り組みを具体的にご記入ください。

**Q2** 3密回避の対策とクラスター感染発生リスクが高い状況の回避方法を具体的にご記入下さい。

- ① 受付での対策
- ② 待機列での対策
- ③ 会場内の対策

④ 飲食物提供、飲食スペース設置時の対策

⑤ 上記以外の項目での対策があればご記入ください

- 上記の対策と取り組みを徹底した上、利用のガイドラインを遵守し大さん橋ホールを利用いたします。

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

利用者名： \_\_\_\_\_